

資料・研究ノート

工業化と村落の変貌(Ⅱ)

——中部タイのオム・ノイ村——

水野浩一*

Industrialization and Rural Changes (II)

——Tambon Om Noi in Central Thailand——

by

Koichi MIZUNO

Ⅳ 村落構成の推移

前の稿でオム・ノイ村の地理的、歴史的、および現代的な位置づけを試み、最後に都市的進出の状況を説明したので、この稿では村そのものに焦点を合わせ、特に1957年(B.E. 2500)から1972年(B.E. 2515)にかけての15年間について村落構成の推移、水田農家の適応過程、ならびに社会生活上の変化を分析することにする。1957年以降とした理由の一つは、都市的進出による衝撃がそれ以前には見られない点にあることは言うまでもないが、調査技術上それより重要なことは、たまたま当時の水田農家の状況報告が郡役所に保存されていたことである。この報告は単に農家の世帯主名と経営面積とを記した書類にすぎないけれども、村落生活の過去と現在を比較するための資料を収集するうえで非常に有益である。タムボンというような規模の大きい単位について変化の過程を社会人類学的に追求する場合、調査の出発点となるような基礎的資料が必要であるが、そういう手掛りとして、農家状況報告は住民登録簿とともに貴重な存在であることをこの機会に強調しておく。

人口の吸収

過去15年間の変化のうち最も客観的で顕著な局面は、人口や職業構成といった村落の形態上の変化である。郡役所に届けられたオム・ノイ村の月別出生死亡件数、および転出転入件数

* 京都大学東南アジア研究センター

を整理し、1969年1月現在の人口5,816人を基礎にして過去10年間の人口の推移を再構成すると表4のごとくである。郡下の人口推移を同じようにして算出すると表5のようになるが、両者の傾向はきわめて対照的である。

表4によると、村の人口は1963年1月から1972年9月までの約10年間に、3,406人から6,930人に膨れ上がり約2倍に急増している。これに対して郡の人口は同じ期間に1.4倍の増加をみるにすぎない。他の統計を検討しても(表6参照)、郡全体、県全体としては増加の割合は低く全国平均の1.3倍を下回り、流出の傾向がうかがえる。オム・ノイ村の特異な人口増加は、工業化というこの村の特殊な状況にもとづく人口吸収力に負うところが大きい。

郡全体としての人口増加数9,029人のうち74.4%は自然増にもとづき、社会増は25.6%にすぎない。これに対してオム・ノイ村では、増加分3,524人のうち自然増は22.7%にすぎないので比べて、社会増は77.3%を示しており、郡の傾向とちょうど正反対である。

自然増については、オム・ノイ村のほうが郡全体よりも蓄積率はわずかながら低いが、両者の間に顕著な差異は見出されない。事実、1963年の人口1,000人に対する10年間の増加数は、オム・ノイ村で234人、郡全体では261人である。このわずかな差異は両者とも基本的に同様な傾向をたどりながらも、出生率に若干の違いがあることにもとづいている。すなわち郡全体についてみると、人口1,000人に対する死亡者の割合は10年をつうじてほぼ一定して6.3~7.5人であるが、他方、出生者の割合は38.0人から26.4人と低下しているために、結果的に自然増は人口1,000人に対して30.2人から20.0人へと低下しながら蓄積されている。オム・ノイ村でも同じ傾向がみられ、人口1,000人に対する死亡者の割合は10年をつうじて6.9~9.4人とほぼ一定しているが、他方、出生者の割合は42.0人から20.1人へと低下している。出生率の低下は人口1,000人に対して32.6人から11.1人へと低下しながら蓄積されるので、蓄積の割合は郡全体よりも少し下回ることになる。

オム・ノイ村と郡全体の人口推移の本質的差異は自然増よりも社会増について顕著である。というのは1963年の人口1,000人に対する10年間の社会的増加数は郡全体では90人にすぎないのに対して、オム・ノイ村では800人にも達するからである。表4,5から明らかなように、郡全体では転出者が転入者を上回る年が4年もあり、転入者が最も多い年でも、社会増は人口1,000人に対して23.9人にすぎない。これに比べてオム・ノイ村では、どの年についても転入者は転出者よりも大幅に上回り、転入者が最も多い年では社会増は人口1,000人に対して132.9人となっている。ことに1967年以降、工場数が急増したのにもなって社会増もまた激しさを加えている。

したがってオム・ノイ村の人口増加は工場建設にもとづく流入人口に帰せられることは明白である。もっともそればかりか、工場建設は逆に流出人口の抑制力として作用することも当然考えられる。その割合を直接示す資料はないが、大雑把な推定をするなら、現在、村内の

水野：工業化と村落の変貌（Ⅱ）

表 4 村の人口推移（1963～1972）

	出生	死亡	自然増	転入	転出	社会増	人口(1月)
1963	143	32	111	211	110	101	3,406
1964	134	33	101	353	179	174	3,618
1965	132	23	109	491	194	297	3,893
1966	124	30	96	208	144	64	4,299
1967	107	38	69	274	157	117	4,459
1968	123	45	78	456	188	268	4,645
1969	105	40	65	387	245	142	4,991
1970	117	51	66	492	340	252	5,198
1971	111	50	61	929	196	733	5,516
1972 (9月 まで)	69	27	42	752	174	578	6,310
増加数計			798			2,726	3,524

表 5 郡の人口推移（1963～1972）

	出生	死亡	自然増	転入	転出	社会増	人口(1月)
1963	978	201	777	767	1,303	-536	25,719
1964	944	171	773	1,204	1,056	148	25,960
1965	988	149	839	1,964	1,322	642	26,881
1966	875	181	694	695	759	-64	28,362
1967	769	154	615	862	875	-13	28,964
1968	854	182	672	1,169	803	366	29,594
1969	861	179	682	993	1,110	-117	30,632
1970	858	223	635	1,365	1,091	274	31,197
1971	849	208	641	1,948	1,187	761	32,106
1972 (9月 まで)	567	174	393	1,881	1,034	847	33,508
増加数計			6,726			2,308	9,029

表 6 郡・県・全国の人口推移（1960～1970）

	人 口	世 帯 数	一世帯 平均	農 家 数	農 家 人 口	
全 国	1970	34,397,374	5,939,896	5.8	3,718,361 (62.5%)	—
	1960	26,257,916	4,616,654	5.7	3,410,309 (73.9%)	19,589,705 (74.6%)
サムット・ サーコーン 県	1970	200,460	32,980	6.1	11,199 (34.0%)	69,575 (34.7%)
	1960	165,712	27,783	6.0	13,976 (50.3%)	86,674 (52.3%)
グラトゥム ・バーン郡	1970	40,925	6,855	6.0	2,867 (41.8%)	17,503 (42.8%)
	1960	32,702	5,336	6.1	3,269 (61.3%)	20,906 (63.9%)

全世帯のうち約半数は流入世帯，他の半数は在住者の世帯であって，後者のうち3分の2は1957年当時の世帯ないしその直接の系統を引くものであり，残り3分の1はいわば村に留まった分出者の世帯である。しかも分出者のなかには農家はきわめて少なく，大部分が工場労働者である。たとえば部落 No. 1, No. 2, No. 3, No. 11 についてみると，現世帯数404軒のうち流入世帯は212軒，1957年当時の世帯ないしその直接の系統を引くもの132軒，村内に留まった分出世帯は60軒である。

非農家の増大

工場建設を契機とする人口の急激な増大のうらには職業構成の変化，すなわち非農家の増大と水田農業の衰退現象がともなっている。オム・ノイ村の世帯数は，表7のごとく1957年に449軒であったのが，1972年末には1,182軒となり，過去18年間に2.6倍に膨れ上がっている。人口は10年間に2倍の増加をみたから，ほぼこれと同じ程度に世帯数も増加したと推定され，一世帯当りの平均は現在5.9人である。²⁵⁾ 世帯数の増加は水田農家の減少を大幅に上回る非農家の増大にもとづいており，ことに工場労働者世帯数の増加がいちじるしく，飲食・小売店の乱立も印象的である。

表7 世帯数の推移(1947~1973)

部 落	1972						1957						1947年頃
	全* 世帯	水* 田農	畑 作農	労働 者	商 売	官吏 等	全世 帯	水* 田農	畑 作農	労働 者	商 売	官吏 等	全世 帯
No. 1	42	14	9	18	1	—	15	11	—	4	—	—	20
No. 2	182	17	10	133	17	5	53	36	—	17	—	—	40
No. 3	94	36	—	49	2	7	45	45	—	—	—	—	30
No. 4	163	20	—	136	7	—	50	40	—	10	—	—	40
No. 5	50	8	—	40	2	—	38	13	—	25	—	—	20
No. 6	177	8	—	148	16	5	32	24	—	—	6	2	25
No. 7	65	11	—	43	17	4	30	17	—	9	2	2	17
No. 8	30	14	3	12	1	—	19	19	—	—	—	—	19
No. 9	38	18	2	15	3	—	20	14	—	6	—	—	?
No. 10	53	11	—	39	—	3	17	17	—	—	—	—	17
No. 11	86	14	—	60	8	4	36	20	—	14	—	2	?
No. 12	106	3	3	84	14	2	60	14	—	44	2	—	?
No. 13	96	19	—	71	5	1	34	33	—	—	—	1	30
計	1,182	193	27	848	83	31	449	303	—	129	10	7	258+α

*は郡役所の記録：他は聴取り

25) 他の調査(Yut Sakdejayont; Village Life Near Bangkok, SEAS Discussion Paper No. 65, 1973, p. 8, p. 11)によると平均6.8人であるが，高い理由は調査対象に流入世帯があまり含まれていなかったことにあると思われる。

戦後1947年頃、オム・ノイ村はほとんど全世帯が水田農家であったとみなしてよく、その数は約300世帯と推定される。そして10年後の1957年当時でも、これらの農家が村落構成の基礎をなしていた。もっとも表7によると、1957年当時すでに、129名の労働者世帯が居住していたことになるが、その大部分は工場労働者ではなく、運河改修工事の人夫として、農業労働者として、あるいはそのほか雑多な日雇労働者として、この村に流入してきた人々であって、もともと安定した職を持たない渡世的性格の労働者であった。

しかし今日では、労働者といえば、ほとんどすべてが工場勤務の労働者、現場監督、あるいは警備員や運転手として働く人々を指している。そして労働者の世帯は15年間に129軒から848軒と6.6倍に増加した。そして工場労働者の増大に刺激されて、飲食・小売商を営む者も増加し、1957年当時10軒にすぎなかったのが現在では53軒に増加している。こうした非農家の急速な膨張とは逆に、水田農家の数は303軒から193軒へと急速に減少している。全体として減少率は36.4%になるが、現在水田農業に従事している者の系譜はつぎのようである。

表8が示すように、²⁶⁾ 1957年の水田農家のうち現在も水田農業に従事している者は、世代の交替をも含めて47.1%（136軒）である。同世代継承者とは世帯主が同一である場合であり、異世代継承者とは、子供のうち誰かが親の家で引き続き水田農業を営んでいる場合である。さらに、水田農業を放棄し、他の職業に転じた者は32.5%であるが、そのなかには世帯主が変わらぬ場合（同世代転業者）と子供に世帯主が移ってしまっている場合（異世代転業者）が含まれている。残り20.4%は大部分が一家転居組であり絶家が若干含まれている。したがって1957年当時の水田農家のうち半数以上は転職したり、他のところに移動してしまい、半数以下が同一の世帯主のもとで、あるいは子供を世帯主として水田農業を続けていることになる。

そこで1972年の水田農家をみると、同世代と異世代を合わせた77.8%（136軒）は、1957年当時の農家を直接引き継いでいることがわかる。残り22.2%は新しく水田農家となった世帯であ

表 8 水田農家の系譜

() 内実数

1957 の 水 田 農 家			1972 の 水 田 農 家		
同世代継承者	28.1%	(81)	同世代継承者	46.2%	(81)
異世代継承者	19.0%	(55)	異世代継承者	31.6%	(55)
同世代転業者	17.9%	(52)	分 出 農 家	7.4%	(13)
異世代転業者	14.6%	(42)	入 村 農 家	14.8%	(26)
転 居・絶 家	20.4%	(59)			
計	100.0%	(289)*	計	100.0%	(175)*

* は部落 No.9 を除く実数

26) 部落 No.9 については、1957年当時の水田農家の名簿がなく調査不能であったので、表8の実数は1957年289軒、1972年175軒としたときの割合である。

り、そのうち分出によるもの7.4% (13軒)、入村によるものが14.5% (26軒)である。入村者の大部分は他村から小作人として移動してきた世帯であるが、なかにはオム・ノーイ村で親の農地を相続したため帰村した例が若干みいだされる。

農業の衰退

このように過去15年間の農家数の減少はいちじるしく、水田農家の全世帯に対する割合は1947年にはほぼ100%であったのが、1957年には67.4%となり、さらに1972年には16.3%に低下した(表7参照)。しかも、さきに述べたように、1957年以降の労働者の性格はそれ以前とは全く異なっている。これらの数字を表6に示した郡、県、全国の農家数の推移と比較すると、工業化を中心とする都市的進出の衝撃を蒙ったオム・ノーイ村が、いかに急速に変化してきたかが明らかである。

非農家の増大とは逆に水田農家の減少がみられることは、オム・ノーイ村の水田農業そのものが衰退しつつあることを物語っている。1957年当時、オム・ノーイ村の水田経営面積は全体で10,224ライであったのが、1972年には5,702ライに縮小しており、それは44.3%減に相当する。このことは脱農転業者が多いことから当然であるけれども、現在水田農業を継続している者でさえ経営面積を縮小する傾向にあり、一世帯当りの平均経営面積は1957年当時の33.7ライから1972年の29.8ライに減少している。

1957年と1972年の自小作別農家形態、および自小作別面積は表9のごとくで、両年代の間にそれほど大きな差は見られない。しかし自作農、自小作農、小作農について減少率をみると、

表9 村内自・小作別農家形態
()内実数

	1957	1972
自作農	45.3% (13)	50.2% (88)
自小作農	24.0% (69)	13.3% (23)
小作農	30.7% (89)	36.5% (61)
計	100.0% (289)	100.0% (176)

それぞれ32.9%、66.7%、28.1%であり、自小作農の減少率が他のものに比べて顕著である。この点は、一般的に言って、村人が小作をしてまで経営面積を拡張することは無意味だと考えていることを示している。小作農の減少率が予想したよりも大きくないことは、それが入村者によってある程度補充されているからであろう。

表10 村内自・小作別経営面積
()内実数ライ

	1957	1972
自作地	61.2%(6,026)	60.3%(3,162)
小作地	38.8%(3,805)	39.6%(2,078)
計	100.0%(9,831)	100.0%(5,240)

以上、オム・ノーイ村全体について過去15年間の人口膨張、非農家の増大、水田農業の衰退について眺めてきたが、こうした傾向は一様に進行しているのではなく、こまかくみれば、部落の間に違いが見出される。工場の近くにある部落 No. 2, No. 4,

No. 6, No. 12, は変化が激しく、周辺部の部落 No. 1, No. 3, No. 8, No. 9 は農村的性格が比較的濃厚であり、残りの部落 No. 5, No. 7, No. 10, No. 11, No. 13 は中程度である（前号, p.474の地図参照）。これら三つの区域ごとに現在の非農家の割合、過去15年間の水田農家減少率、経営面積減少率を示すと表11のごとくである。

表 11 村内水田農業の衰退状況（1957～1972）

	部落No. 2, No. 4 No. 6, No. 12	部落No. 5, No. 7 No. 10, No. 11 No. 13	部落 No. 1, No. 3 No. 8, No. 9	村 全 体
現存工場数	23	12	5	40
非農家率(1972)	92.4%	82.0%	59.9%	83.6%
農家減少率 $\left(\frac{1957}{-1972}\right)$	57.9%	37.0%	7.9%	36.3%
経営面積減少率 $\left(\frac{1957}{-1972}\right)$	63.6%	46.1%	9.7%	46.6%

転居農家

すでに触れたように、1957年当時の水田農家のうち20.4%は一家転居組ないし絶家である。ただし、その59軒のうち絶家5軒、不明が6軒あるので、残る48軒について移動先と時期を示すと表12のごとくである。全体としては、ここ10年間に一家転居が増えており、村内転居は20軒、一家離村は25軒である。両者の間には職業の点からみて興味深い差異が見出される。村内転居者の場合、大部分が移動とともに転職しているのに対して、村外転出の場合は、ほとんど全部が農村部に居住先を移し、稲作ないし果樹畑作に従事している。また一家離村というかたちで都市に移動した例は、かつて水田農家であった者のなかには見出されない。

村内転居者の現職は表13のごとくであり、20軒のうち16軒が職業を変え、農業にたずさわる者は4軒にすぎない。その4軒はともに20ライ以上の農地を所有しており、同じ自作農でも規模の小さい農家は労働者になっている。自小作農5軒は、すべて自作地が5ライ程度しかなく、所有地を処分し、その金で工場に近い便利な場所に宅地を購入して転居した世帯である。小作農7軒のうち6軒は同じような理由で、しかしより直接的には地主が土地を売却したのを契機として労働者化してしまった。他の1軒は20ライの農地を相続したために移動して水田農業を営む世帯であり、小作農ではあったが、もともと自作農的性格をひめた農家である。

これに対して一家離村者28軒のうち転職した者は労働者1名、散髪屋1名、小売店1名、家鴨飼育者1名の計4軒にすぎず、他の24軒はすべて農業に従事している。そのなかには、かつての小作農のみならず、自小作農や自作農も同様に含まれており、かれらは、地主が水田を売却したために、また自分の土地を分譲地に売り渡したために、あるいは借金返済のために農地を処分した後に、経営条件のよいところ、もしくはより安価な土地を求めて移動した人々である。スワンルアング、ノーング・ケーム、サンプラーンなど近くの郡に適当な場所を見出さ

なかった者は、遠く西に離れたカンチャナブリー、プラチュアブ・キリカーン、ラヨン地方に移動し果樹畑作物の栽培に従事している。

表 12 転居家族数

	1957～1961	1962～1966	1967～1972	計
村内他部落	0	8	12	20
県内他村	4	3	3	10
県外他村	4	8	6	18
計	8	19	21	48

表 13 村内転居者の職業

旧職	現職	農業	商売	官吏	労働者	計
自作農	農	3	2	1	1	7
自小作農	農	—	—	—	5	5
小作農	農	1	—	—	7	8
計		4	2	1	13	20

表 14 一家離村者の職業

旧職	現職	水田耕作	果樹・畑作	その他	計
自作農	農	6	2	1	9
自小作農	農	4	3	1	8
小作農	農	7	2	2	11
計		17	7	4	28

V 水田農家の適応過程

村落構成の推移について述べたことから明らかなように、オム・ノイ村では稲作放棄＝脱農化の傾向がきわめて顕著である。そこでつぎに1957年当時の水田農家がその後15年間に生じた環境の変化にともなって、どのような過程を経て変化してきたかを標本調査の資料にもとづいて追跡しよう。標本数は35軒、母集団は1957年当時の水田農家303軒から転居・絶家59軒を除いた244軒である。²⁷⁾

生活歴

被面接農家の世帯主は1名を除いて他はすべて男性である。年齢は最高78才、最低47才で、

27) サンプルングについては、各部落について1957年の水田農家の名簿のなかから転居・絶家を除き、そこから3分の1を無作為抽出し、全部落を訪問する予定であった。しかし結果的には、この標本調査のために訪れた部落は No.4, No.6, No.7, No.12 の4部落であった。これらの部落は先にも述べたように(表11参照)工業化の進んだ区域を代表している。したがって以下の分析は、ある点にかんして村全体の傾向を幾分強調する方向に傾くので、変貌の姿を多少とも誇張することになるかもしれない。

平均年齢は60.9才である。したがって、これらの世帯主は生活力の旺盛な時期にそれぞれの環境の急激な変化を体験したことになる。しかし、それまでの生活歴は単調で、きわめて農村的な性格が強く、どここの村にでも見出されるような特徴を示しているし、またきわめて等質的である。もちろん個々の農家の事情は異なるので、生活歴も完全には同一ではないけれども、そうした違いが適応過程に強い影響を与えているとは思われない。

各世帯は全体として土着的色彩が濃厚である。35名のうち25名は現住部落に生まれ、そこで結婚し、世帯主となったもので、その期間は平均して33.8年である。他の7名のうち2名はオム・ノイ村生まれ、残る5名はバンコク、トンブリー、およびナコーンパトムの農村部生まれであって、かれらはいずれも幼少年期に両親とともに当地に移住して定着し、そこで生活を築きあげた在住者である。世帯主の期間も平均すると、やはり33.5年と非常に長い。

世帯主の教育歴はすべて小学校をこえることはないといっても過言ではない。このように学歴は非常に低いけれども、当時の他の地域と比べると教育の普及は良好であったと思われる。というのは、オム・ノイ村あたりはバンコクに近いために、1921年ヴェジラウト王が勅令によって小学校教育を義務づけた年にいち早く校舎が新築されたからである。したがって、修了していない場合もあるけれども、59才以下の世帯主はほとんどすべて4年制小学校に通った経験がありその数は12人である。89才以上の世帯主のなかには寺子屋で教育を受けた者が多く、15人がオム・ノイ寺で読み書きを修得している。残る8人は全く無学であり、そのうち6名は小作農であった。なお、小学校通学者のなかには、4年を終えてさらに1～2年勉強を続けた者が2名いる。小学校を終えると、村落部では普通一般にそうであったように、僧侶の得度式までのあいだ家事・農業の手助けをして過ごす。オム・ノイ村では僧侶として寺院で修養する者の割合が比較的高く、34名の男性世帯主のうち経験のない者は3名にすぎない。他の31名は1回ないし3回の安居期を寺で過している。かれらの大部分26名はオム・ノイ村で僧侶となり、他の5名は近隣の村の寺院で得度式を受けている。

こうした生活歴からわかるように、村人の生活空間はきわめて限られたものであった。年に何回かバンコクに出かけたり、また兵役に服する機会に都会の空気に触れることを除くと、大部分は出稼に遠くへ出かけることもなく、ほとんどが限られた範囲のなかでもっぱら水田農業に従事していた。

世帯主34名のうち13名が兵役に服してバンコク、トンブリーに駐在した経験があるが、帰村後とくに異なった職業に従事している様子はない。また出稼経験者は5名にすぎず、かれらはバンコクに数カ月滞在して官庁の雇人として、大工として、あるいは釘の箱詰め作業員として働いているが、すべて1回の経験をもつのみであって毎年出かけるということにはなかった。これら5名の出稼経験者は現在水田農業を継続している者のあいだではなく、転業した者のなかに見出される。ただしその経験が現在の職業を選択するうえで特に影響を与えたとは思われない。

ない。さらに世帯主のなかには、かつて農事の合間に家畜商を営んだ者2名、果物の行商に出かけた者2名、また最近飲食店を営んだり、副食品を商ったりしたが、おもわしくなく中止した者2名がいる。これらの経済的活動の経験も現在の職業とは直接結びつかない。ただ1名だけ、若い頃から商いに関心があり、わずかな所有地を小作させて、自給米程度の自作をするかたわら種々様々な仲買い活動を続けていたが、現在、村としては比較的大きな小売店を経営するまでに発展している者がある。

バンコクへの外出については、現在では職業によって頻度と目的は異なる。すべての人が農業に従事していた15年前についてみると、2名を除いて他はすべて買物、農具の修理、親戚訪問、病院での診療のためにバンコクに出向かない年はなかった。その頻度は21名が年に数回、10名は毎月何回か、そして2名が毎日のように出かけている。2名のうち1名は母が病気だったため、他の1名は保険会社の仕事を引き受けていたからである。そして毎月何回か出かけた10名は、すべて自作農家の世帯主のなかに見出されるので、小作農よりも自作農のほうが都会に出かける頻度が高かったといえる。

全体をつうじて言えそうなことは、小作農よりも自作農のほうが、どちらかという点で教育程度がやや高く、生活空間も幾分広く、それだけ一般的な知識や都会の空気をより多く吸収していただろうという点である。生活歴のその他の点については、特に現在の職業や転業事情に結びつきそうな有意義な差異は見出されない。

農家形態

水田農家35軒の適応過程を意味のある仕方で追跡しようとする場合、基礎となる手掛りは1957年当時の農家形態である。表15は1957年の自作農と小作農について農地所有と経営面積の

表 15 農家形態と転業状況

(面積単位：ライ)

農家形態	1957					現職	1972					適応類型
	所有	貸出	借入	経営	放置		所有	貸出	借入	経営	放置	
自作農 22軒	56.1	12.8	17.1	59.4	1.0		0	0	0	0	0	自作=没落型 1軒
						転業14軒	54.4	53.3	0	0.8	0	自作=隠居型 5軒
							33.3	24.1	0.9	2.4	7.6	自作=活動型 8軒
						継続11軒	45.0	7.5	7.1	28.2	16.4	自作=継続型 8軒
小作農 13軒	0	0	27.3	28.3	0		0	0	15.7	15.7	0	小作=継続型 3軒
						転業10軒	0	0	0	0	0	小作=労働者型 8軒
							0	0	0	0	0	小作=隠居型 2軒

状態を一世帯平均としてかけ、ついでそれぞれの農家形態について継続組と転業組に分け、さらに現在の職業活動の特徴にもとづいて細分したうえで、それぞれについて農地所有と経営状況を一世帯平均として示したものである。

1957年の自作農組22軒のなかには地主自作4軒および自小作が9軒も含まれており、完全に自分の所有農地のみを自ら耕作しているだけの自作農は6軒しかない。²⁸⁾ 全体的な傾向としては、これらの農家は経営面積を50～60ライに近づけようとする点にあり、それ以上所有している場合は貸し与えることはあっても、その程度の所有であれば原則として貸し出したり借入したりせず、所有面積が20～30ライであれば、他の農地を借用してでも経営面積を拡張しようと努力していた。60ライ程度の水田を経営すること、そしてできればそれだけの水田を自分で所有しうることが当時の理想であったと考えてよい。これに対して小作農組は農地を全く所有せず、平均30ライたらずの農地を経営していた人々であって、そのあたりに小作人としての限界があった。なお、これらの小作農のなかには戦前農地を失った者がしばしばみられる。

これら自作農組22軒と小作農組13軒について、現在の職業的活動を検討し、過去と現在を比べると、ここ15年の間に幾つかの適応過程があったことがわかる。今日まで水田農業を継続してきた自作＝継続型（8軒）、および小作＝継続型（3軒）、積極的に脱農転業化した自作＝活動型（8軒）、および小作＝労働者型（8軒）、隠居を機会に脱農した自作＝隠居型（5軒）、および小作＝隠居型（2軒）、そして自作＝没落型（1軒）である。これら個々の適応過程を明らかにするに先立って、オム・ノイ村全体の稲作放棄＝脱農化にとって注目すべき事象をあらかじめ時代を追って指摘しておく。

第一は1957年以来、分譲地・工場建設の予定とともに水田の非農業的価値が高まり、自作農家のなかには値上がり刺激されて農地を手放す者が現われたが、かれらはその段階で脱農化したわけではなく、まず自から進んで小作農になったことである。したがって村全体としては一時的に小作農が増大したことになる。第二に1965年以降、工場が乱立しはじめると、かつての小作農を中心に労働者化が進行し、家族および村内の農業労働力が奪われた。そして第三に、多くの者が工場で働くようになった結果、農業と労働者の生活や収入を比較することが可能になり、村人が農業の不利な点に気付きはじめた。そのことは脱農化に拍車をかけたが、他方、それは、1957年前後から病虫害と鼠の被害による不作が続くという事態と重なった。第四に、ところが不作の事態とは反対に、経営費の増大は避けがたいことであったので、稲作条件の悪化が村人の間に強く意識されるようになり、今日では一般的な風潮になっている。第五に、こうして苦境にたたされた農家は、かつての小作農ばかりか、小作農化した自作農も決意を余儀なくされて一挙に脱農転業化の道を歩むことになった。事実、転業組24軒のうち71%

28) 以下、とくにとりたてて言わないかぎり、自作農組はこれらの農家形態を含むものとする。

(17軒)は、ここ5年間、すなわち1967年以降に水田農業を放棄した人々である。

村人の脱農理由をそのまま列挙すると、第一に、子供が工場労働者になったり、また他出してしまうと労働力がなくなってしまい、水牛を放牧に連れ出すことさえ出来なくなるというように、家族労働力の損失を理由とする者、第二に、病虫害あるいは工場汚水のために収穫がおもわしくないというように収量の低下を理由とする者、第三に、水田農業には資金を投下しなければならないが、収量が悪く、いつも赤字経営になるというような経営条件の悪化を理由とする者12名、第四に、そのことは小作農にとってきわめて不利な状況をもたらすというような小作条件を理由とするもの3名、第五に、家族労働力がなくなったばかりか、工場労働の機会が多いため人を雇うことが困難であり、労賃も高いというように雇用労働を理由とする者5人、第六に、高齢化を理由とする者が4名いる。

稲作条件

表16は1957年、1967年、1972年について稲作一ライ当りの経営状況を概算したものである。この表から、オム・ノイ村の水田農業について、近辺の村では見出されないような特異な変化がうかがえる。第一に気付くことは、1957年に比べて1967年の経営状態がきわめて悪いこと、第二に、現在水田農業を継続している農家はその悪条件に持ちこたえ、あるいは旧来の稲作に対する態度を変えた者であること、第三に、純収益を見ると、1972年には一見したところ1957年当時に回復したかのようにみえるけれども、実際には経費の増大に見合うだけの収入を得ているわけではないから、効率としては1957年当時よりも悪いということである。

まったく「農業をするには金がいるが、「経費をおさえても損をする」のであって、「ここ7～8年来、このように農業は悪くなった」という考え方は稲作を放棄した者ばかりではなく、村人一般の間に広く浸みわたっている。調査票によると、世帯主35名のうち28名は最近農業は「やりにくくなった」と答え、「やりやすくなった」と答えたものは4名にすぎない。²⁹⁾そして29名のうち13名が、やりにくくなったのは「1965年以降」のことであると、8名は「1965年以前」と答え、残る6名は「1957年以来」あるいは「昔から」と答えている。

表 16 稲作経営状況の推移 (一ライ当り)

(単位：ライ、タンゲ、パーツ)

	軒数	経面 管積	労働力	粗 取 益		経 営 費						純収益
				収量	金額	機 維	械 持	肥料等	籾種	労賃	小作料	
1957	35	46	3.3	31.0	295.6	0.6	26.8	9.5	41.2	32.2	110.3	185.3
1967	29	36	2.7	19.3	182.9	3.0	33.1	8.5	59.3	32.7	136.6	46.3
1972	11	24	2.1	25.6	346.8	14.8	29.5	12.6	84.7	21.8	163.4	183.4

29) 「やりやすくなった」理由としては、耕耘機の導入にともなう肉体労働の軽減をあげている。

そこでつぎに、粗収益と経営費の推移を追いながら稲作条件の悪化の様子を記そう。タイ全体の反当収量は戦後着実に伸び、1957年当時一ライ当り176.0キロであったのが、1967年には268.9キロ、1970年には287.9キロとなって300キロに近づきつつあった。中部タイの平均反当収量は全国を下回って1957年当時で249.7キロ、1967年296.4キロ、1970年には306.8キロと増加している。サムット・サーコーン県の平均はかなり前に限界点に到達していたらしく、1959年以後一ライ当り300キロを前後している。³⁰⁾ ところがオム・ノーイ村では、1957年当時一ライ当りの平均が309.6キロ³¹⁾ であって、中部タイの平均よりも相当高かったにもかかわらず、その後悪化し、1967年には192.5キロに低下している。1972年には被害が少なかったのでかなり回復したが、平均反当収量は256.3キロにとどまっている（表16参照）。

反当収量低下の主な原因は病虫害と鼠の被害である。稲作が「やりにくくなった」理由を世帯主に尋ねると、19名は「病虫害と鼠の被害」、6名は「労働力ないし資金」、2名は「水不足」、そして1名は「小作条件」をあげている。これらの被害に対して農民は殺虫剤・殺鼠剤を使用して駆逐しているし、郡役所も被害が大きいと殺虫剤を配布したり、また殺鼠を奨励したりしている。しかし現実には余り効果がなかった。こうした被害に悩まされるのはオム・ノーイ村にかぎったことではないであろう。しかし、この村のように頻繁に被害をうけ、それが県下の平均収量をいちじるしく下回るほどの収量低下となって現われているとすれば、その理由として考えられることは、分譲予定地、工場予定地、放置水田などの増加によって環境破壊が生じたために、農地の管理状況が悪くなったであろうという点である。近くの荒廃地は鼠の隠れ家となるし、水吐けの悪化は病虫害に対する稲の抵抗力を弱めるし、工場汚水は稲の生育を妨げる。

米の値段は、一般に、非常に良い年があるかと思うと、翌年は非常に悪くなり、その後じょじょに回復してある程度まで高くなると、また翌年は悪くなるというふうに数年の周期を繰り返しながら全体として少しずつ高くなる傾向を示すが、オム・ノーイ村では1967年頃から最悪の時期と重なる。ふつう標準的な農家であれば、収穫したものから自給米と翌年の粃種を取り除き、残り70%くらいをまず売り、30%はあとで売る習わしであった。しかし収穫期に全部売りつくし粃種さえ購入する農家もあり、また売る時期や仲買人も異なるので一概には言えない。だいたい1957年は一グイアン（100タング）につき1,000バーツ前後、1967年は850バーツ前後、1972年は1,300バーツであった。したがって稲作一ライ当りの粗収益は金額に換算すると、1957年295.6バーツであったのが、1967年は182.9バーツになっている。

このように一ライ当りの粗収益は1972年のほうが1957年当時よりも良いけれども、村人が言うように、昔は現在に比べて経営費がかからなかったので差し引きすると両年とも、純収益

30) Agricultural Statistics of Thailand (1970), Ministry of Agriculture, 1972. Some Important Statistics 1969 (Cahngwat Samut Sakon), National Statistical Office, 1971.

31) 1タングは約10キロ。

はだいたい180パーツ余りになる(表16)。それに対して1967年は最悪の年であり46.3パーツにしかならない。経営費のなかであまり変化のないのは肥料、殺虫剤、籾種、小作料であるが、機械維持費と労賃部門がいちじるしく増大している。それぞれの項目について検討すると、つぎのようである。

小作料は昔から一ライにつき10タンクで変わりなく、1957年以降は金納が進み100パーツに定められている。もちろん実際には、地主が親戚ないし縁故関係があるかどうかにしたがって、現物で納めることもあるし、また不作の年には小作料を一部ないし全額免除することも広く見出される。

化学肥料の普及は早く、戦後利用しうるようになるやいなやすぐ採用された。世帯主35名のうち22名が、1957年当時までにすでに肥料を使用していた。そして11名は1967年までに、残る2名はそれ以後である。平均して一ライ当り13~14キロを投入していることになるが、ほとんどすべての世帯主33名がその効果を認めており、2名は同じだと答えている。殺鼠剤は35名のうち12名が使用したと伝えているが、その効果は使わぬよりましだという程度にすぎない。なお奨励品種の普及は顕著ではない。かつて採用したことのある農家は35名のうち15名であり、採用時期もまちまちであり、激しさが感じられない。

経営費増大の理由は家族労働力の喪失に関連している。あとでも見るように、1967年頃までに、各世帯では子弟が工場労働者となったり、進学したり、その他の職に就いたりして家族内の農業労働力は減少していった。事実、水田農家一世帯当りの稲作労働人口は1957年に3.3人であったのが、1967年には2.7人、1972年には2.1人と次第に低下している。この傾向は一方では経営面積の縮小をもたらしたであろうし、他方では、失われた労働力を家族の外に求めさせたであろう。ところが1967年頃には、すでに村全体が労働者化の傾向にあったから、水田農業に振り向ける労働力の供給が失われてしまっており、それを家族の外に求めようとしても非常にむつかしくなっていたにちがいない。7~8年前ならば労働交換によって金を使わなくても家族外から労働力を獲得しえたので、多数の人を雇う必要はなかった。しかし多くの人が工場で働くようになると、不可能となり、賃金を払って雇わねばならなくなる。ところが、もともと供給力がなくなっているうえに、工場の賃金が影響して農作業の労賃は高くなる。一ライ当りの労賃は昔は25パーツであったのが、今では45パーツになっている。また子供でも一日20パーツで農作業をするよりも、10パーツでよいから工場で働くほうがよいという風潮である。こうして昔と違って、今では人を雇わねばならないし、労賃も高くなっているのだから、表16のように、1957年当時一ライ当り41.2パーツでよかった労賃が、1967年には59.3パーツ、1972年には84.7パーツと昔の2倍になっている。

また最近では失われた労働力を機械化によって補う傾向にある。この村の農業機械として主なものは水揚げポンプと耕耘機である。そのうちポンプは1957年頃からすでに普及しており、

35名のうち18名が使用した経験をもっている。これに対して耕耘機の導入は比較的新しく1967年以後のことであって、現在水田農業に従事している8軒のうち6軒が耕耘機を購入している。

以上、稲作に必要な経費を一括すると、一ライにつき1957年110.3パーツ、1967年136.6パーツ、1972年163.4パーツである。ちなみに、現在農民の目安としている一ライ当りの経費を挙げると、耕起50パーツ、田植35パーツ、稲刈り30パーツ、肥料40パーツ、殺虫剤10パーツ、合計165パーツであって、ほぼ表16の経営費合計に等しい。

このようにオム・ノーイ村では病虫害と鼠の被害による反当収量の低下、家族労働力の喪失による経営費の増大のために水田農業は、ここ7～8年経営が苦しくなっており、1967年頃は特に被害が大きかったために最悪の状態であったことがわかる。稲作条件の全般的悪化に対する農家の反応の仕方はまちまちであるが、それを考慮しながら分析を進めよう。

家族労働力

さきにみたように家族内の労働力の喪失は一般的傾向である。しかしその内容に立ち入って検討すると、水田農業の経済状態の違いによって明らかに二つの傾向があることがわかる。かつての小作農の間では、1967年頃までに子弟の工場労働者化が進み、自作農組の子弟は進学したり、他の職を求める傾向があった。

表17は1957年当時の自小作別稲作経営状況を示したものである。一瞥すれば小作農組の経済状態は自作農組に比べると相当悪かったことが推察される。一ライ当りの粗収益は両者とも約300パーツであって、少なくとも、小作農であるために生産高が低いということは認められない。経営費については、小作料を除くと自作農組のほうが小作農組よりも、わずか（11.9パーツ）に多くの資金を投じているが、小作料が大きく響くために一ライ当りの経営費合計は小作農組のほうが自作農組よりはるかに上回っている。したがって一ライ当りの稲作純収益は、小作農組の場合161.0パーツにすぎないが、自作農組では187.5パーツになる。しかしこのような経営状態の差は農民にとってあまり重要ではない。かれらの最も大きな関心は、収穫後いくら現金が手に入るかということである。この点を考慮すると、小作農組については年間一戸当たり4,025パーツ、自作農組は11,062パーツの純収益があることになるが、そこからさらに自家消費米を差し引いて現金収入を見積ると、小作農組の場合はせいぜい2,000パーツ、自作農組の

表 17 1957年自小作別経営状況（一ライ当り）

（単位：ライ、タンク、パーツ）

	軒数	経営面積	労働力	粗収益		経営費						純収益
				収量	金額	機械維持	肥料等	租種	労賃	小作料	計	
小作農組	13	25	3.2	34.0	308.8	1.8	24.1	10.0	32.1	79.8	147.8	161.0
自作農組	22	59	3.3	30.0	289.4	0.3	27.2	9.3	43.1	22.0	101.9	187.5

場合は少なくとも8,000バーツくらいの現金収入があったことになり、両者の経済状態に相当のひらきが認められる。

現金収入にあえぐ小作農組にとって、工場建設による労働力の需要はまたとない絶好の機会であった。表18～19は小学校4年を卒業した（11才以上の）子弟のうち世帯主と同居しているものについて、その動向を比較したものである。1957年当時から村内にはすでに、若干の子弟が工場で働くようになっていたが、1965年に工場が乱立しはじめてから2～3年の間に小作農組の農家では多くの子弟が農業を放棄して工場で働くようになり、1967年までには工場労働者を主要内容とする兼業化が進行していた。実際、表18によると子弟のうち水田農業に従事する者の割合は1957年に75.0%であったのが、1967年には15.0%と低下している。そしてこれとは逆に、工場労働者の割合は15.0%から60.0%に増大しており、子弟の行えは労働者に集中している。また他方、進学に関心をもつ余裕がなかったことは明らかで、1957年、1967年とも子弟のうち中学（小学校4年後）に在学していたものは5.0%にすぎない。なお1972年の在学者が増えているのは、オム・ノーイ村では1969年以来、7年制義務教育が実施されたからである。小作農組に対して自作農組では、工場労働の需要はそれほど魅力的ではなく、1957年当時から、農業に従事しない子弟は村から少し離れた中学校に送られる傾向が見出され、働きうる子弟（11才以上）のうち25.1%が中学に在学中であった。そして1967年では農業に従事する者、その他の職を求める者、進学する者の割合はだいたい3分の1ずつで、残りの10%あまりが工場労働者になるにすぎなかった。1972年での傾向を眺めると、小作農組の子弟は、ほとんどすべてが工場労働者になる方向にむかっているのに対して、自作農組では進学させたり他の職を求める傾向にむかっていることがわかる。

表 18 小作農組同居子弟の動向（11才以上）

	農 業	工場労働者	そ の 他	5年以上在学	計（実数）
1957	75.0%	15.0%	5.0%	5.0%	100% (20)
1967	15.0%	60.0%	20.0%	5.0%	100% (40)
1972	3.4%	82.8%	0.0%	13.8%	100% (29)

表 19 自作農組同居子弟の動向（11才以上）

	農 業	工場労働者	そ の 他	5年以上在学	計（実数）
1957	59.1%	9.0%	6.8%	25.1%	100% (44)
1967	30.7%	13.3%	25.3%	30.7%	100% (75)
1972	5.5%	20.8%	40.3%	33.4%	100% (72)

脱農労働者化

このように小作農組は1967年頃までに子弟が工場労働者となってしまうことによって兼業化を進めてきたが、そのなかでも1967年頃の稲作条件の悪化をひどく受けた小作農家は、ついに世帯主（ないし主な働き手）自身が工場労働者となることによって完全に脱農してしまうことになる。こうした小作＝労働者型の農家にとって、水田農業はもともと自給米補給をわずかに上回る程度の稲作収入しかなかったから（表17参照）、病虫害や鼠の被害による反当収量の低下は耐えがたいものであった。小作＝労働者型の農家が脱農年に経験した稲作経営状況は表20のごとくである。³²⁾

これらの農家はできるかぎり肥料の投入を抑え、また労働力を雇わないようにして経費を節減し、不作のために小作料を全額ないし一部免除してもらったので、経営費合計は一ライ当り88.3パーツ（表20）にとどめることができた。それは1957年当時の小作農組の経営費（表17）の59.7%であって約40%経費を削減したことになる。しかし被害に加えて、肥料を節約したことも影響したのであろうか、一ライ当りの収量は最低で12.2タングにすぎない。したがって純収益は一ライ当り15.7パーツとなり、一農家当りの年間の純収益は314パーツにしかない（表20）。これでは現金収入どころか、農業を営む者にとって最大の魅力である自給米の確保という最低線をはるかに下回り、消費米を獲得するにも借金をしなければならない状態である。損失は工場で働いて得た収入によって賄われたであろうが、それでも不足したかもしれない。しかも子弟の収入に依存しなければならないとすれば、世帯主にとってこれほど惨めなことはないであろう。こうして世帯主も自から進んで工場労働者となり、なしくずし的に一家総労働者化が生じる。1972年現在では、これらの家族では平均3.1人が工場で働いている。

以上のような小作＝労働者型に対して、小作＝隠居型の脱農年の経営状態は表20のようにさほど悪くない。主な理由は小作料の全額免除である。他方、経営費も節減しているので一ライ当りの純収益は80.4パーツ、農家一戸当りに換算すると年間2,010パーツの純収益があったことになる。それはだいたい自給米程度の収入に相当するが、これらの農家は小作料を免除して

表 20 小作農組脱農時の経営状況（一ライ当り）

（単位：ライ，タング，パーツ）

	軒数	経面 當積	労働力	粗 収 益		経 営 費						純収益
				収 量	金 額	機 械 維 持	肥料等	粃 種	労 賃	小作料	計	
小作＝労働者型	7*	20	2.3	12.2	104.0	0	13.2	8.5	24.3	42.3	88.3	15.7
小作＝隠 者 型	2	25	1.5	14.0	112.0	0	14.0	7.6	10.8	0	31.6	80.4

* 1967年以後の脱農者のみ。

32) 小作＝労働者型8軒のうち7軒は1967年以降に脱農。他の1軒は1960年に脱農し、その年の経営状態は比較的よかったが、子供が農業を好まず、世帯主も当時存在した唯一の陶器工場の夜警となったのを機会として稲作を放棄した。

もらったことで、なんとか苦境を切り抜けることができた。こうした経営状態の悪さに加えて、世帯主自身の年齢や健康、あるいは子弟の分出ということが重なって脱農の方向に踏み切ったと思われる。小作＝隠居型2軒の世帯主は今日それぞれ子供相手の駄菓子屋を開いている。そのうち1軒は老夫婦のみの暮しであり、他の1軒は工場に働く孫娘との3人暮らしである。

脱農非耕作地主的職業化

小作農組の脱農者に比べると、自作農組の脱農者は全く違った適応過程を示す。昔から自作農組は子弟の教育に関心を示していたことはすでに指摘したところであるが、さらに興味を引く点は、脱農したかつての自作農組のなかには農地の売買の激しい農家があり、かれらは売却と同時に自から選んで小作農に転化し、その過程を経てはじめて完全に脱農転業化の時期をむかえるということである。こうした傾向を示す農家の共通点は1957年当時所有していた農地の全部、あるいは3分の2以上を手放してしまい（表21）、現在は稲作以外の自営的職業を積極

表 21 農地売買高合計 (1957～1972)
(単位：ライ、パーツ)

	1957年所有	売却	購入
自作＝活動型 8軒	315	287	130
自作＝隠居型 5軒	420	60	0
自作＝継続型 8軒	349	50	50

的に展開しようとしている点にあるので、これらの世帯を自作＝活動型と呼んでおく。

自作＝活動型の農地売買には特徴が見出される。一般に農家にとって農地は財産と考えられている

から、所有農地の大部分を失うことは没落を意味する。しかし今まで水田であった土地に非農業用地としての価値が生じ、地価が上昇するような状況下で農地を売る機会が与えられたり、もしくは売ることをせまられた場合、農民としては金は欲しいが、不動産としての農地は失いたくないという矛盾した状況に陥る。一つの解決策は値上がりした農地を手放し、そのかわり村外に同一ないしより広い農地を確保しておくという方法である。自作＝活動型8軒のうち4軒は処分した金でペーウやサンプラーンに水田を買い求め小作させている。他の2軒は土地の売買をつうじて利鞘を得ており、残る2軒は売り払ったままである。売却により得た金は家計支出や借金の返済、教育費や農機具の購入あるいは結婚の費用などの特別費のために使用したり、銀行に預金する場合があることは当然であるが、自作＝活動型の土地売買にともなう一般的傾向としての非耕作地主的性格ないし投機的性格が認められる。いずれにせよ、農地の売買をつうじて、1957年当時所有していた村内の水田を失った自作＝活動型の農家は、手放した後も数年間、自給米を確保するために平均20ライ余りの水田を借用し一時小作農化する。

自作＝活動型の脱農年時の経営状態は表22のごとく最悪で、小作農組の脱農者よりも困難な状況に立たされていた。その最大の理由は一ライ当りの肥料投入量と労働部門が他の農家に比べていちじるしく高く、それぞれ52.4パーツ、93.9パーツになっている点に見出される。これ

表 22 自作農組脱農時の経営状況（一ライ当り）

（単位：ライ，タング，パーツ）

	軒数	経営面積	労働力	粗収益		経営費					純収益	
				収量	金額	機械維持	肥料等	籾種	労賃	小作料		計
自作＝活動型	8	29	3.0	17.6	153.4	7.0	52.4	8.8	93.9	28.4	190.5	-37.1
自作＝隠居型	5	46	2.5	24.8	235.2	7.0	30.4	12.6	38.3	5.7	94.0	141.2

らの農家は小作農になったにもかかわらず、経費を節減するどころか、自作農的気分で、あるいは半ば企業的感觉で経営費を投入していたのである。ところが生産高については、他の農家と同じように被害を蒙ったために、反当収量は一ライ当り17.6タングに減少した。その結果一ライ当りの純収益は-37.1パーツとなり、一農家平均1,000パーツの赤字経営となった。これでは自給米どころか、損失の穴埋めもしなければならない。したがって、これらの農家にとっては、企業者の小作経営の失敗が完全な脱農化への道を歩ませたのであろう。

自作＝活動型の農家は、このような小作経営を行なうかたわら、積極的に他の職業を探し求めていたが、それ以後、それぞれ当時の経済活動を押し進め、今日では家内工業（セメント製品、釘の箱詰）を経営する者2名、果樹・畑作経営（ブドウ、バナナ、マッシュ・ルーム）に従事するもの3名、飲食・小売店を経営するもの2名、保険会社社員1名がある。このような新しい職業を見つける方法はまちまちで、世帯主の一般的な生活歴とは特に関係はない。たとえばマッシュ・ルームの栽培者は数年前にカセサート大学の技術指導者のすすめにしたがったことが契機となっているし、箱詰工場の経営者の場合は、息子が荷揚げ作業に従事している関係で古材の入手が容易であり、その息子の発案で試み出したことが契機となっており、またセメント製品の経営者は、本人が、昔寺院の改修修理を手伝っているうちに作り方を覚えたので、その経験を生かして始めたのが契機となっている。

自作＝活動型に比べて、自作＝隠居型の農地売買は消極的である。表21のように、1967年当時所有していた農地の14.2%しか売却しておらず、新しく購入した土地は皆無である。これらの農家はできるだけ農地を手放さないようにしているが、よい機会があれば若干を売り、子供の教育費や結婚費用として子供に店をもたせたり、家屋を建ててやったり、車を買ってやる費用として、あるいは農機具を購入したり、タム・ブン（寄進）をするための出費として使うことはあっても、新しく土地を求めることはない。したがって自作＝隠居型は現在でも平均72ライの農地を村内に所有しており、他の自作農組よりはるかに規模が大きい。これらの農地は小作に出しているのも自作＝隠居型も非耕作地主化していることは事実である。ただし5軒のうち2軒は子供が小作人になっている。

1967年頃の経営状態については、自作＝隠居型は自作農組の系譜のなかでも最もよく、表22のように脱農時の経営状態は自作＝活動型よりもはるかに良い。その理由は、かれらが企業者の

小作農の道を進まず、従来のように謙虚に自作農を続けていたからである。自作＝隠居型は自作＝活動型に比べて経営面積が大きいにもかかわらず、人を雇うことはできるだけ避けて労賃を抑え、肥料も標準以上むやみに投入しなかったので、一ライ当りの経営費合計は平均して94.0パーツに控えることができた。もちろん小作農組の脱農者に比べると(表20)、その額は大きいですが、自作＝活動型に比べると(表22)、約半額にすぎない。他方、被害も他の農家に比べると比較的少なかったらしく、反当収量は24.8タンクであって、他のどの農家よりもよい。その結果、一ライ当りの純収益は141.2パーツ、一農家当りの平均にすると6,495パーツになる。その額は1957年当時に比べると約半額になるが、自作＝活動型のように自給米を購入する必要はないばかりか、4,000パーツくらいの現金収入があったことになる。

したがって自作＝隠居型の場合、脱農の最大の理由は経営状況よりも、むしろ子弟の分出や転業、および世帯主の老齢化である。これらの世帯主は現在、小作させながら、屋敷地内もしくは近くの土地を利用して花や果樹栽培などをして隠居的な経済活動を行なうものが多い。5軒のうち1軒は子供全員が分出し、父親との3人暮らし、他の3軒は息子1人あるいは娘夫婦一組が同居しており、かれらの非農業的収入に依存している。残る1軒は再婚であって特殊な事例である。

自作＝没落型は1軒のみである。世帯主は現在72歳、かつては水田150ライの所有者であったが、不慮の交通事故と借金返済のために1960年頃3回にわたって処分してしまった。現在、娘夫婦と同居しており、娘婿と孫娘の非農業的職業に依存している。水田処分後の残金は子供7人に配分したといわれ、今日、分出した他の子供はそれぞれ独立して職に就いており、官吏になった者もあれば商売をしている者もあって、没落という表現を使用したけれども、他の家族と比べて必ずしも悪い状態ではない。

縮小兼業化

今まで説明してきた脱農者24軒に対して、現在も水田農業を継続している農家が11軒ある。そのうち自作＝継続型8軒は以前から自作農であった農家、小作＝継続型3軒も以前から小作農であった農家である。小作＝継続型の場合それほど明確ではないけれども、両者に共通した一般的傾向は経営面積の縮小および兼業化の過程である。

自作＝継続型のなかには、ここ15年間に農地を売却した者が4軒、そのうち新しく購入した者が2軒ある。この2軒は所有地の全部ではなく、一部を売り、家計費にまわし、残金で村外により安い農地を買い求めた。農地の一部を売却した他の2軒は家計費、教育費、およびタム・ブン費として使用した。このように自作＝活動型の場合と違って、農地を売るとしても全部ではなく、ごく一部であり、また農地を購入するといっても多額ではない。したがって表21のように、自作＝継続型は1957年当時の所有地を失うことがなかったから、自作＝活動型のよ

うに小作農化するどころか、1967年まで経営面積をさして減少することなく、1957年当時とはほぼ同じ状態で水田農業を営んできた。実際、表23によると、一戸当りの平均経営面積は1957年当時59ライであったが、1967年でも53ライを維持している。経営状態についてみると、自作＝継続型は15年間をつうじて概して他の農家よりもよいらしい。1967年を除くと平均を上回る収益を得ている（表16、23）。最悪の時期とされる1967年頃についても、自作＝活動型や小作＝労働者型の農家よりも一ライ当りの純収益は高い（表20、22）。ただし高いといっても、全般的な稲作条件の悪化は避けがたく、1957年に比べると、一ライ当りの経営費は76.8パーツから109.4パーツに増大したにもかかわらず、被害を受けて粗収益は293.3パーツから139.9パーツに低下している。したがって一ライ当りの純収益は30.5パーツ、一農家平均にすると1,616パーツとなる。完全な赤字を経験した自作＝活動型や、消費米の補給にもことかいた小作＝労働者型に比べて比較的よかったとしても、それは消費米を一部補給しうる程度のことにすぎなかった。それにもかかわらず、これらの農家が脱農の方向に向かわず、継続の方向に進んだ理由はどこに求められるのだろうか。

表24は自作＝継続型の農家を細分して完全な自作農4軒と、経営拡張のために小作地をも借用していた自作農4軒に分けて、経営状況を示したものである。1967年のような稲作条件が最悪の状態では小作料が強く影響するために、小作農ばかりでなく、自小作農もそれと同じような苛酷な状態に追い込まれる。両者の経営費を比べると、自作農は一ライにつき95.8パーツ費やしているのに対して、自小作農は小作料が高くつき125.9パーツを費やしている。粗収益のほうは逆に、自作農が172.5パーツに対して、自小作は97.3パーツと低い。したがって自作農の場合は、一ライ当り76.7パーツ、一農家平均にして4,602パーツの純収益があったことになるから、

表 23 自作＝継続型の経営状況（一ライ当り）

（単位：ライ、タンブ、パーツ）

	軒数	経営面積	労働力	粗収益		経営費						純収益
				収量	金額	機械維持	肥料等	穀種	労賃	小作料	計	
1957	8	59	3.5	30.5	298.3	0	22.9	8.4	27.5	18.0	76.8	221.5
1967	8	53	3.0	15.8	139.9	4.5	27.6	7.5	46.0	23.8	109.4	30.5
1972	8	28	2.1	26.5	362.9	17.4	32.0	12.4	93.5	12.5	167.8	195.1

表 24 1967年自作・自小作農家の経営状況（一ライ当り）

（単位：ライ、タンブ、パーツ）

	軒数	経営面積	労働力	粗収益		経営費						純収益
				収量	金額	機械維持	肥料等	穀種	労賃	小作料	計	
自作農	4	60	3.5	19.8	172.5	2.5	31.3	7.8	54.2	0	95.8	76.7
自小作農	4	46	2.5	10.3	97.3	7.1	22.8	7.1	35.3	53.6	125.9	-28.6

自家消費分にはことかかず、わずかながら現金が手に入る。これに対して自小作農の場合は、一ライ当り28.6バーツの赤字、一農家当りに換算すると1,315バーツの赤字であるから、それを穴埋めしないかぎり消費米も購入できない状態である。言い換えると、1967年のような悪条件では、商品米の生産どころか、完全な自作農のみがやっと自給米を獲得でき、自小作農は成り立たない。

このような逆境を経験した自作＝継続型の農家は、脱農者とは違った仕方ではあるが、今までの稲作に対する態度を根本的に変えざるをえなかった。おそらく自作＝継続型の農家は、商品米の積極的な生産をあきらめ、自作農として自給米を生産することを第一の目標とし、余剰があれば売るという程度で満足するなら、水田農業を続けることができると考えたにちがいない。それは1957年以前の状況とは根本的に違った農民の態度である。1967年以後1972年にかけての変化は、こうした根本的な態度変容にしたがった適応過程とみなしてよい。それは自給米生産にあまじて経営面積を縮小し、兼業化の方向に向う過程にはかならない。

兼業化については、1967年当時すでに若干の子弟が非農業的活動に従事していたけれども、その後の5年間に急速に進んだ。自作＝継続型の子弟のうち同居している者についてみると、水田農業に従事している子弟は1967年当時全体で11名であったが、1972年になると4名に減少している。また、小学校4年を終えてさらに在学中の子弟、および工場で働く子弟は兩年とも約6名ずつであるが、その他の非農業的経済活動に従事する子弟の数は1967年に8名であったのに対して1972年には13名に増加している。なお、経営規模の比較的小さい自作＝継続型の農家では娘が工場労働者になっているのに対して、規模の比較的大きい農家では、同居した娘が主として農業を行ない、その配偶者は非農業的職業に従事するという傾向がみられる。同居中の息子の職業としては小学校の先生、下級官吏、技師、警官、運転手などがあり、求職中のものもある。

自給米の生産を前提とする自作＝継続型にとって経営面積の縮小は当然のことである。事実、1972年の一農家当りの平均経営面積は28ライで1967年当時の48%減となる(表23参照)。しかし縮小の仕方は完全な自作農と自小作農とでは傾向が違っている。表25にしたがって、自作農4軒の農地保有状況の推移をみると、第一に、1967年から1972年にかけての経営面積の縮小が目

表 25 自作継続組農地保有状況
(単位：ライ)

	1957	1967	1972
所 有	268	250	242
所 貸	0	20	0
借 入	0	10	0
経 営	268	240	125
放 置	0	0	117

表 26 自小作継続組農地保有状況
(単位：ライ)

	1957	1967	1972
所 有	81	128	118
所 貸	0	60	60
借 入	125	115	57
経 営	206	183	101
放 置	0	0	14

立つが、第二に、減少の原因は多くの放置水田が現われたことに求められる。これらの放置水田は、将来機会があれば売却されるかもしれないし、稲作条件が良くなれば再び耕作されるかもしれない未決定の農地である。自作農に対して、自小作農4軒の場合は表26のように、第一に、1967年から1972年にかけての経営面積の縮小が顕著であり、第二に、その主な原因として小作地を削減する方向に進んできたことが明らかである。

このように自作＝継続型の農家は1967年以降急速に経営面積の縮小化を実現してきたが、他方、兼業化の進行とともに家族労働力はますます不足する。そして失われた労働力を補給する一方策として、1967年以後、自作＝継続型の農家のなかには機械化を進めた者が多いことは、すでに指摘したとおりである(38ページ参照)。また労賃も高くつくので、一ライ当りの経営費は1972年には167.8パーツに膨張し、1957年当時の2倍強である。したがって表23のように、一ライ当りの純収益は195.1パーツ、一農家平均にして5,461パーツであるから、1972年は自給米を差し引いても若干の現金収入があることになる。しかし、1957年頃までのように、商品米の生産を目ざしていた時代とは違って、自給米の生産を第一の目標としており、しかも多額の資金を投入しなければその目標さえ達成できなくなっている点が見出される。

最後に小作＝継続型の農家3軒の経営状況についてみると表27である。1957年、1967年、1972年の経営状況は全般的な傾向を反映しており(表16参照)、また一ライ当りの純収益は自作＝継続型よりも悪い(表23参照)。さらに小作農組の脱農時の経営状況と比較すると(表20)、1967年の小作＝継続型の経営状況はより悪く、どうみても良いとはいえない。それにもかかわらず今日まで継続してきた理由はどこに求められるのであろうか。

標本数が3軒しかないので、類型的な理由を述べることはできないため、世帯主があげた理由をそのまま記すと次のようである。小作＝継続型3軒のうち1軒は、いわば水田農業の衰退現象の谷間に生存の場所を見出した農家である。世帯主のいうところによると、稲作条件の悪化にともなってオム・ノイ村では小作のなり手が少なくなり、その結果よい水田を借用する機会に恵まれたので昔ながら小作を続けている。現在、この農家は妻と孫娘の3人暮らしで、非農業的職業に就いている者はない。他の2軒は子供が工場で働いているので生活費は主としてその給料で賄われているが、世帯主は農業が好きだという理由で小作を継続している。2軒と

表 27 小作＝継続型の経営状況（1ライ当り）

(単位：ライ、タング、パーツ)

	軒数	経営面積	労働力	粗収益		経営費						純収益
				収量	金額	機械維持	肥料等	籾種	労賃	小作料	計	
1957	3	15	3.3	27.8	247.8	0	31.5	10.3	23.2	68.2	133.2	114.6
1967	3	20	2.0	17.5	157.5	0	29.0	9.9	46.6	77.8	163.3	-5.8
1972	3	14	2.0	19.7	244.3	0	15.0	13.1	33.2	69.9	131.2	113.1

も1967年、1972年にも赤字経営であったにもかかわらず、継続しているところをみると、ただ単に、うまくいけば自給米を獲得できるという望みだけではなさそうである。非農業的職業に一応生活の基盤を確保し、それ以外に、いわば趣味として片手間に小作を続けているという印象が深い。

本稿ではオム・ノイ村に焦点を合わせ、1957年 (B.E. 2500) から1972年 (B.E. 2515) にかけての15年間について、村落構成の推移を分析し、ついで都市化＝工業化の衝撃を稲作条件の悪化として把握し、こうした環境の変化に対して個々の農家がどのような反応を示したかに注目しながら水田農家の適応過程を典型的に分析してきた。その結果、適応過程として脱農労働者化、脱農非耕作地主的転業化、および縮小兼業化の現象が15年間に進行してきたことが明らかになった。次号では村人の生活意識に注目しながら、生活水準、職業観、家族と慣行、村落と協力、価値観などに関する調査項目を整理し、一般的傾向を分析することにする。そして最後にこの村の変貌の姿としては経済的、社会的、文化的次元の変化の速度に顕著なずれがあることを明らかにして、このことが今後この地方の地域開発の問題を考えていくうえで、見過ごせない課題となるだろうことを指摘しよう。

最後に、報告全体を通じて、³³⁾ 分析過程でしばしば出てくる基礎的な年号を明白にしておくならば、1957年 (B.E. 2500)、1967年 (B.E. 2510)、および1972年 (B.E. 2515) である。

33) 全報告内容目次

- | | |
|------------|-------------|
| はじめに | V 水田農家の適応過程 |
| 都市化 | 生活歴 |
| 膨張と拡大 | 農家形態 |
| 首都圏 | 稲作条件 |
| I 調査地と周辺地域 | 家族労働力 |
| 後背地 | 脱農労働者化 |
| 位置と景観 | 非耕作地主的転業化 |
| 県下の農業 | 縮小兼業化 |
| II 変動の時期 | VI 村人の生活意識 |
| 運河開削 | 生活水準 |
| 1870年前後 | 職業観 |
| 村の歴史 | 家族と慣行 |
| III 都市化の衝撃 | 村落と協力 |
| 道路建設 | 価値観 |
| 住宅・工場・商店 | おわりに |
| 土地利用 | 変化の主領域 |
| IV 村落構成の推移 | 結果と意識 |
| 人口の吸収 | 地域と開発 |
| 非農家の増大 | |
| 農業の衰退 | |
| 転居農家 | |